

門真市（環境政策課）指令第2号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪市旭区大宮4丁目13番30号
氏名 株式会社川崎環境
代表取締役 川崎 了

令和5年12月1日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、次のとおり許可する。

令和6年3月27日

門真市長 宮本 一孝



記

- 1 期間 令和6年4月1日から
令和8年3月31日まで
- 2 許可内容 門真市内の一般廃棄物収集運搬
- 3 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例等、関係法令を遵守すること。
 - (2) 本市の許可をもって、本市域外の一般廃棄物を収集しないこと。
 - (3) 本市域外の一般廃棄物を、本市クリーンセンターに搬入しないこと。
 - (4) 車両のよく見える箇所に商号又は名称を明示すること。
 - (5) 収集運搬の際は、騒音、振動、飛散、漏洩、悪臭等によって、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - (6) 収集運搬中に、事故やトラブル、法令違反等が生じたときは、速やかに対応に当たるものとし、本市及び関係機関に適宜報告を行うこと。
 - (7) 本市クリーンセンターに搬入する一般廃棄物は、指定された時間内に指定された場所へ混載することなく分別された状態で搬入すること。
 - (8) 本市が別に指定する適正処理困難物（平成29年門真市告示121号参照）については、本市クリーンセンターに搬入しないこと。
 - (9) 本許可業務に関しては、本市の指示に従うこと。